

# 第145回丹波市議会定例会

自 令和8年2月24日

至 令和8年3月27日

## 議案審議資料

( No. 2 )

### 【目次】

①議案第34号	(工事請負契約の締結)	… 1～8
②議案第35号	(丹波市立自然体験宿泊施設条例制定)	… 9～10

## 議案第34号

### 工事請負契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

- 2 工事名 旧丹波少年自然の家再整備工事
- 3 工事場所 丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2
- 4 工事概要 建築工事 一式  
本館、センターロジ、ログキャビン、体育館及び屋外施設  
改修工事 一式  
グラウンド整備工事 一式  
造成、擁壁、舗装等工事 一式  
防球ネット、照明等設備設置工事 一式  
外構工事 一式  
サイン撤去及び設置工事 一式  
上記工事に係る機械設備工事及び電気設備工事 一式
- 5 工期 契約日の翌日から令和9年1月29日まで
- 6 契約金額 1,667,621,320円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 151,601,938円）
- 7 契約の相手方 名称 前田建設 株式会社  
代表者 代表取締役 前田 忠  
所在地 兵庫県丹波市山南町池谷108番地

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】**

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 会 社 概 要

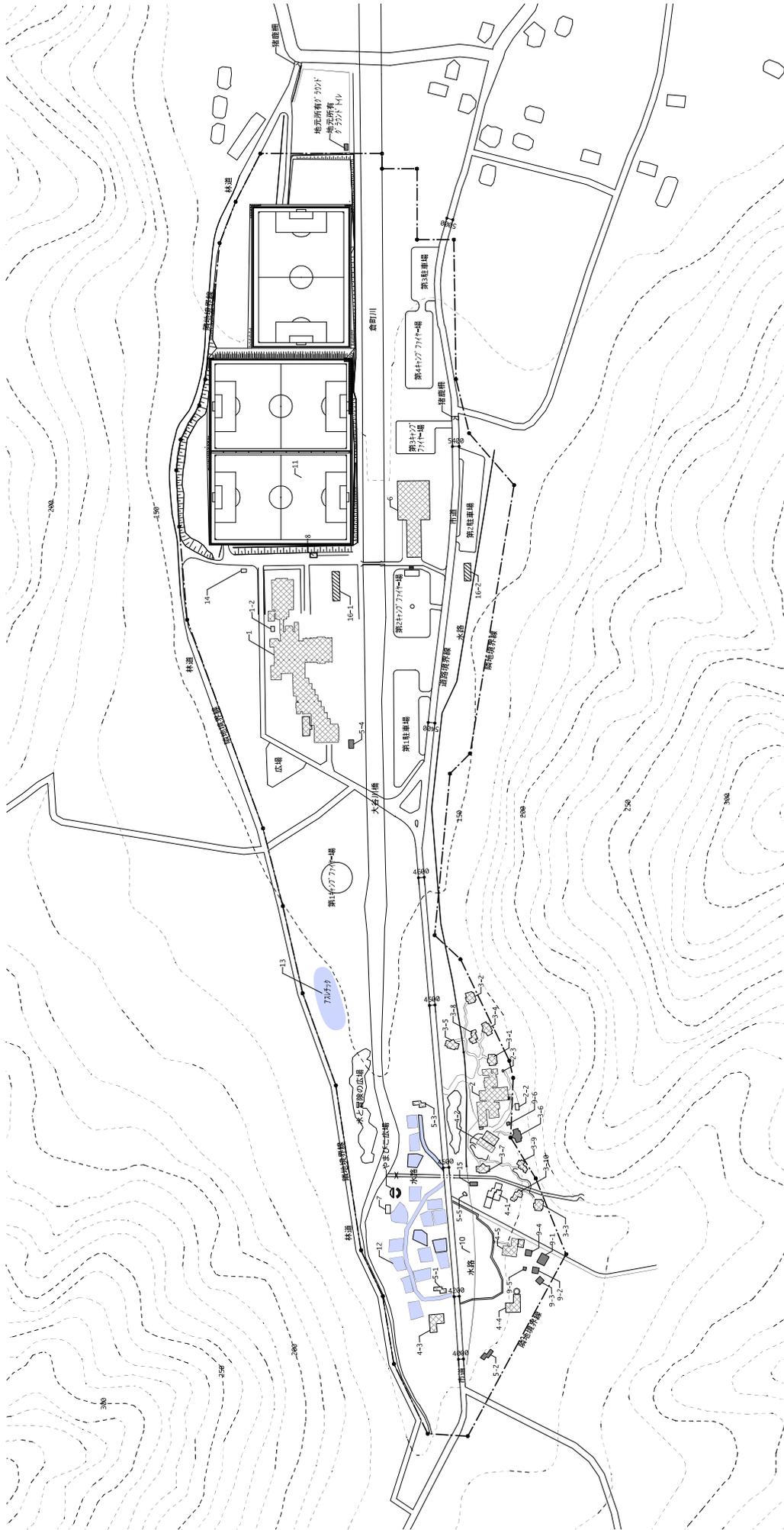
項 目	内 容
会 社 名	前田建設 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 前田 忠
本 社 住 所	兵庫県丹波市山南町池谷108番地
営 業 年 数	71年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750297号
資 本 金	50,000千円
完 成 工 事 高 (2年平均)	合計 2,052,925千円 うち建築一式 1,716,861千円
技 術 職 員 数	1級技術者 15人 (うち建築一式 7人) 管理技術者補佐 1人 (うち建築一式 0人) 基幹技能者 0人 (うち建築一式 0人) 2級技術者 5人 (うち建築一式 2人) その他技術者 5人 (うち建築一式 4人) 合計 26人
契約担当支店営業所等	—

## 工 事 実 績

(単位：千円)

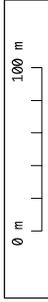
発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
西日本高速道路 (株)関西支社	元	中国自動車道西宮名塩SA他3箇所給油施設改築工事	657,913	R 5.4～R 7.6
丹波市	元	北小学校北校舎長寿命化改良工事	375,650	R 5.9～R 6.2
丹波市	元	新山南中央公園(仮称)校舎等改修工事	328,570	R 5.12～R 6.7
西日本高速道路 (株)中国支社	元	令和5年度中国自動車道大佐SA他1箇所休憩施設改修工事	527,725	R 6.3～R 7.10
丹波市	元	山南支所庁舎機械設備等更新工事	163,680	R 6.10～R 7.5





凡例

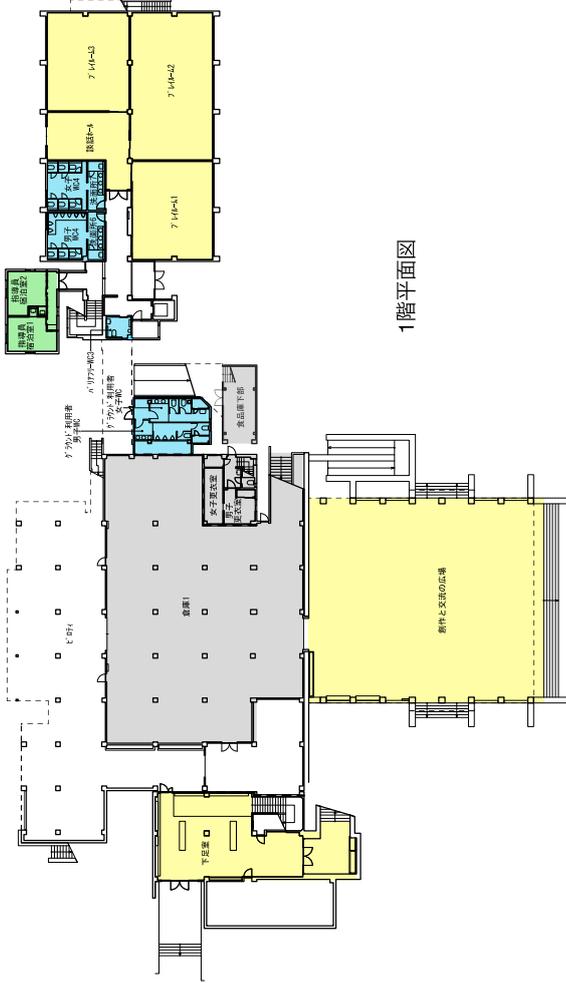
: 既存まま (不使用)  
 : 新築/新設  
 : 改修  
 : 自主事業  
 : 改修  
 : 既存まま



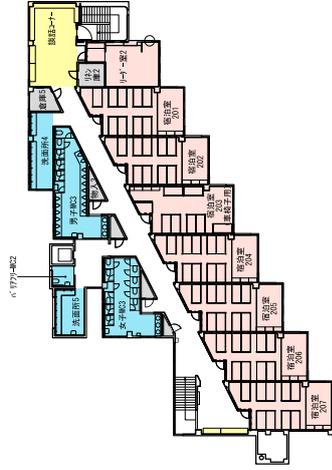
名称	工事内容	名称	工事内容	名称	工事内容
1 本館	4-1 修繕	5-1	4-1 修繕	DP/01C	工事内容
2-1 1号コート	4-2 改修	5-2	改修	DP/01B	—
2-2 2号コート	4-3 改修	5-3	改修	DP/01E	—
2-3 3号コート	4-4 改修	5-4	改修	DP/01F	—
2-4 4号コート	4-5 改修	5-5	改修	DP/01G	—
2-5 5号コート	4-6 改修	5-6	改修	DP/01H	—
2-6 6号コート	4-7 改修	5-7	改修	DP/01I	—
2-7 7号コート	4-8 改修	5-8	改修	DP/01J	—
2-8 8号コート	4-9 改修	5-9	改修	DP/01K	—
2-9 9号コート	4-10 改修	5-10	改修	DP/01L	—
2-10 10号コート	4-11 改修	5-11	改修	DP/01M	—
2-11 11号コート	4-12 改修	5-12	改修	DP/01N	—
2-12 12号コート	4-13 改修	5-13	改修	DP/01O	—
2-13 13号コート	4-14 改修	5-14	改修	DP/01P	—
2-14 14号コート	4-15 改修	5-15	改修	DP/01Q	—
2-15 15号コート	4-16 改修	5-16	改修	DP/01R	—
2-16 16号コート	4-17 改修	5-17	改修	DP/01S	—
2-17 17号コート	4-18 改修	5-18	改修	DP/01T	—
2-18 18号コート	4-19 改修	5-19	改修	DP/01U	—
2-19 19号コート	4-20 改修	5-20	改修	DP/01V	—
2-20 20号コート	4-21 改修	5-21	改修	DP/01W	—
2-21 21号コート	4-22 改修	5-22	改修	DP/01X	—
2-22 22号コート	4-23 改修	5-23	改修	DP/01Y	—
2-23 23号コート	4-24 改修	5-24	改修	DP/01Z	—
2-24 24号コート	4-25 改修	5-25	改修	DP/01A	—
2-25 25号コート	4-26 改修	5-26	改修	DP/01B	—
2-26 26号コート	4-27 改修	5-27	改修	DP/01C	—
2-27 27号コート	4-28 改修	5-28	改修	DP/01D	—
2-28 28号コート	4-29 改修	5-29	改修	DP/01E	—
2-29 29号コート	4-30 改修	5-30	改修	DP/01F	—
2-30 30号コート	4-31 改修	5-31	改修	DP/01G	—
2-31 31号コート	4-32 改修	5-32	改修	DP/01H	—
2-32 32号コート	4-33 改修	5-33	改修	DP/01I	—
2-33 33号コート	4-34 改修	5-34	改修	DP/01J	—
2-34 34号コート	4-35 改修	5-35	改修	DP/01K	—
2-35 35号コート	4-36 改修	5-36	改修	DP/01L	—
2-36 36号コート	4-37 改修	5-37	改修	DP/01M	—
2-37 37号コート	4-38 改修	5-38	改修	DP/01N	—
2-38 38号コート	4-39 改修	5-39	改修	DP/01O	—
2-39 39号コート	4-40 改修	5-40	改修	DP/01P	—
2-40 40号コート	4-41 改修	5-41	改修	DP/01Q	—
2-41 41号コート	4-42 改修	5-42	改修	DP/01R	—
2-42 42号コート	4-43 改修	5-43	改修	DP/01S	—
2-43 43号コート	4-44 改修	5-44	改修	DP/01T	—
2-44 44号コート	4-45 改修	5-45	改修	DP/01U	—
2-45 45号コート	4-46 改修	5-46	改修	DP/01V	—
2-46 46号コート	4-47 改修	5-47	改修	DP/01W	—
2-47 47号コート	4-48 改修	5-48	改修	DP/01X	—
2-48 48号コート	4-49 改修	5-49	改修	DP/01Y	—
2-49 49号コート	4-50 改修	5-50	改修	DP/01Z	—
2-50 50号コート	4-51 改修	5-51	改修	DP/01A	—
2-51 51号コート	4-52 改修	5-52	改修	DP/01B	—
2-52 52号コート	4-53 改修	5-53	改修	DP/01C	—
2-53 53号コート	4-54 改修	5-54	改修	DP/01D	—
2-54 54号コート	4-55 改修	5-55	改修	DP/01E	—
2-55 55号コート	4-56 改修	5-56	改修	DP/01F	—
2-56 56号コート	4-57 改修	5-57	改修	DP/01G	—
2-57 57号コート	4-58 改修	5-58	改修	DP/01H	—
2-58 58号コート	4-59 改修	5-59	改修	DP/01I	—
2-59 59号コート	4-60 改修	5-60	改修	DP/01J	—
2-60 60号コート	4-61 改修	5-61	改修	DP/01K	—
2-61 61号コート	4-62 改修	5-62	改修	DP/01L	—

工事内容  
 ● : 新築/新設  
 ▲ : 改修  
 ○ : 既存まま  
 — : 既存まま (不使用)

Project: 旧丹波市自然の森公園整備事業  
 Plan No.: 改修 配置図  
 Scale: S=1/2000



1階平面図



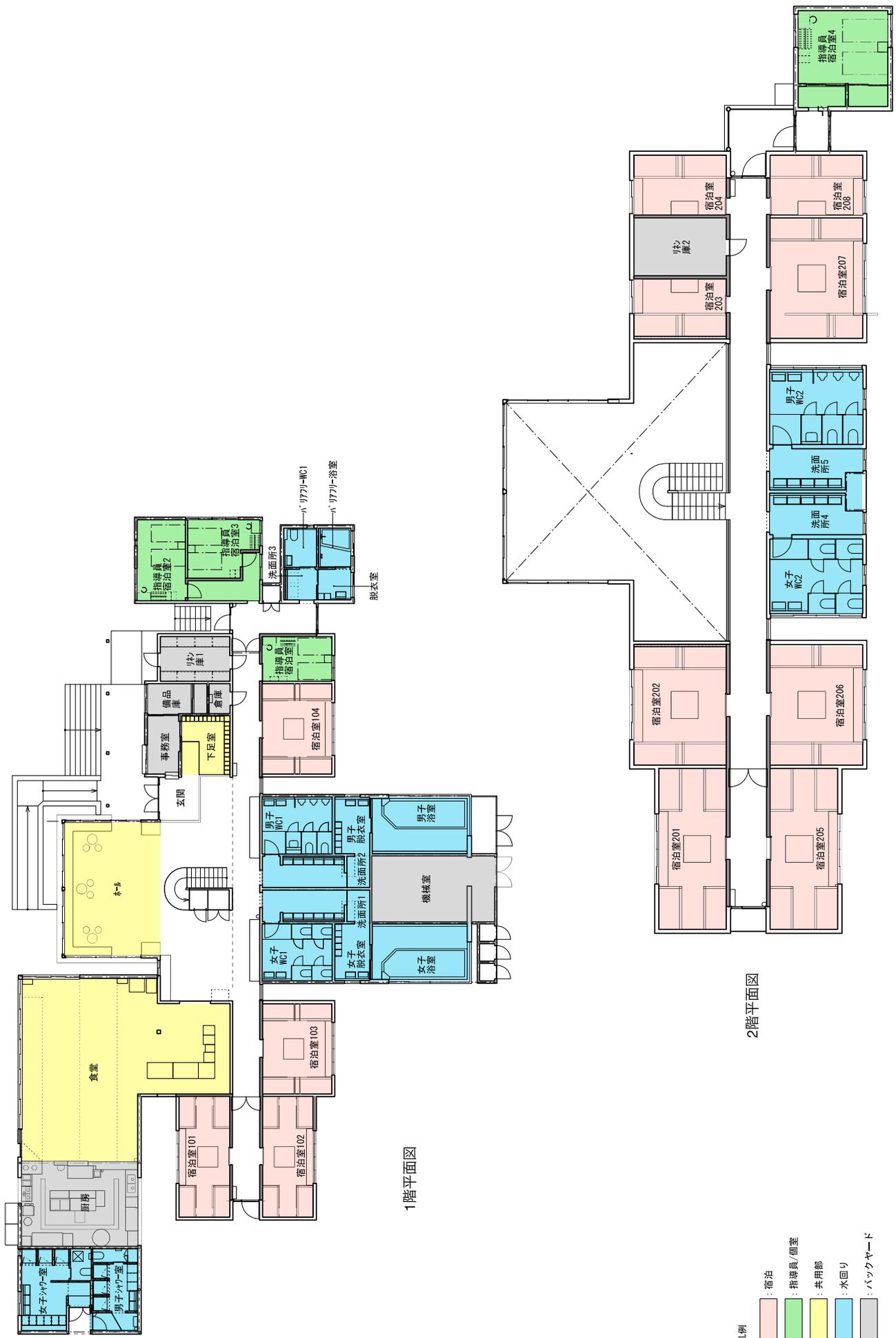
3階平面図



2階平面図

- 凡例
- : 宿泊
  - : 指導員/個室
  - : 共用部
  - : 水回り
  - : ハックヤード

	<b>丹波市</b> <small>兵庫県丹波市水上市町松原字甲賀東町</small>	Project. 旧丹波少年自然の家修繕工事	Plan No. 本館 改修_平面図	Scale. S=1/200
--	--	---------------------------	-----------------------	-------------------

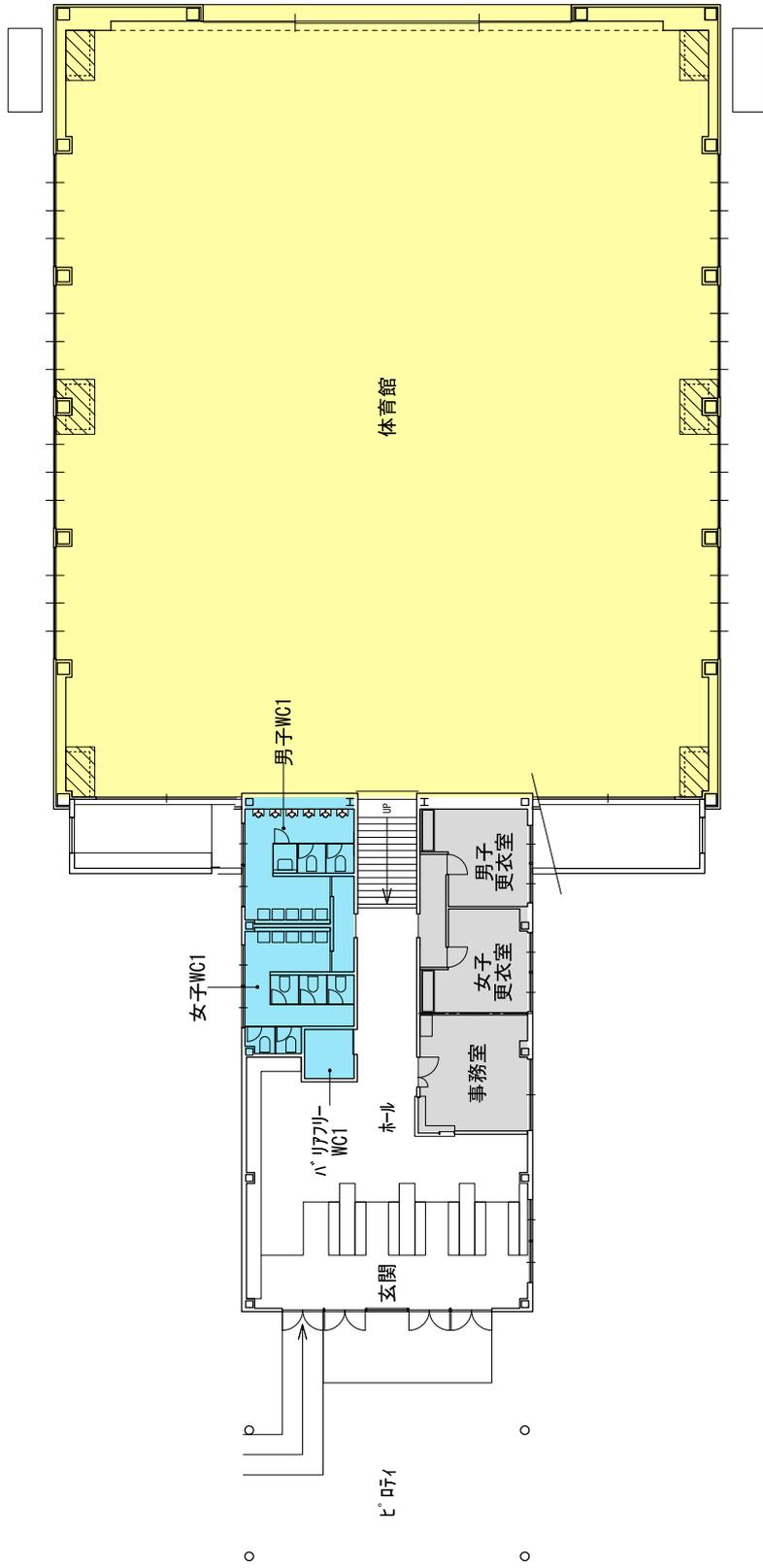


1階平面図

2階平面図

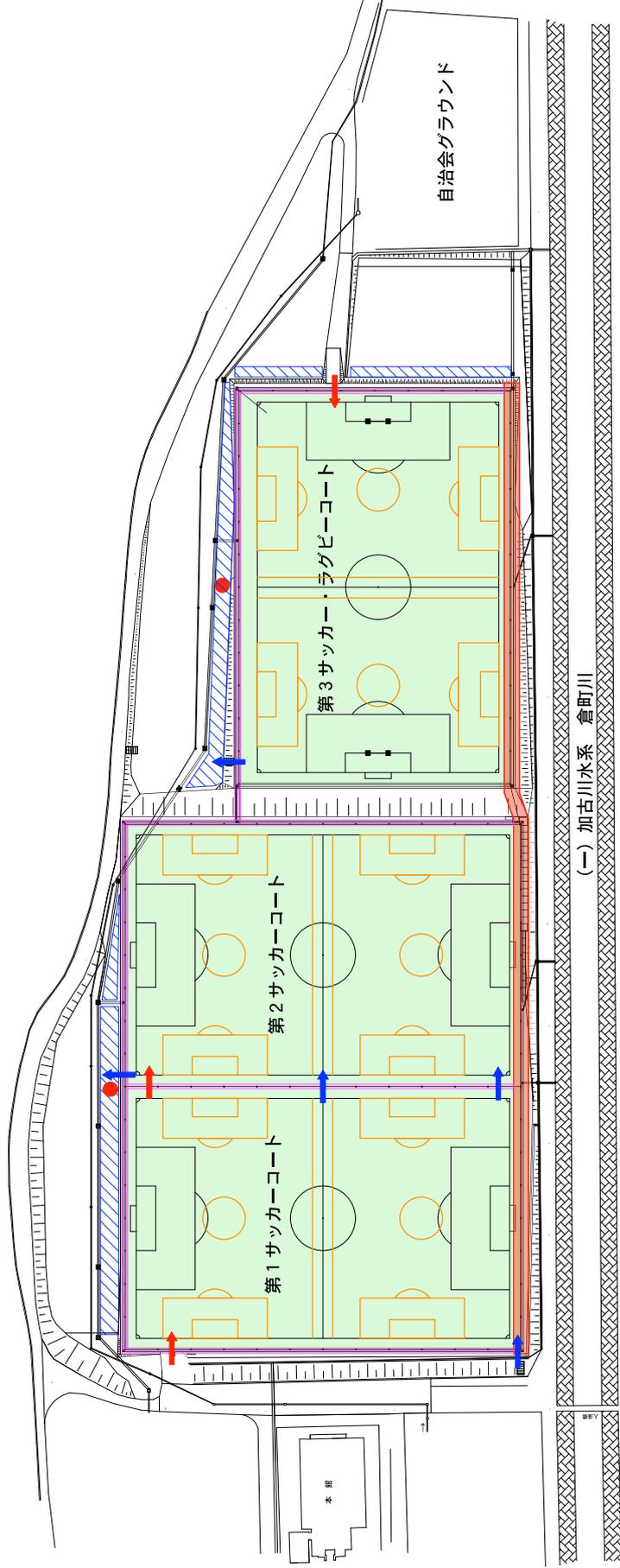
- 凡例
- ◻ : 宿泊
  - ◻ : 指導員/個室
  - ◻ : 共用部
  - ◻ : 水回り
  - ◻ : バックヤード

	Project. 旧丹波少年自然の家増築備工事 <small>兵庫県丹波市秋上町地区学甲町東地</small>	Plan No. センターロッジ 改修 平面図	Scale. S=1/150
丹波市			



- 凡例
- : 共用部
  - : 水回り
  - : バックヤード

<p>丹波市</p> <p style="font-size: small;">兵庫県丹波市水上市町地区字甲賀運動場</p>	<p>Project.</p> <p>旧丹波少年自然の家増設工事</p>	<p>Plan No.</p> <p>体育館 改修_平面図</p>	<p>Scale.</p> <p>S=1/200</p>
--	--------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------



- 凡例
- : 人工芝
  - : 観覧エリア
  - : 防球ネット (5m)
  - : 防球ネット (8m)
  - ↑ : 歩行者用出入口
  - ↑ : 車両+歩行者用出入口
  - : 水場
  - : ラグビーゴール

Project:	旧丹波少年自然の家再整備工事	Plan No.:	グラウンド 計画平面図	Scale:	S=1/1200
丹波市 丹波市丹波町上野原地区体育施設整備					

議案第35号

丹波市立自然体験宿泊施設条例の制定について

1 提案の趣旨

旧丹波少年自然の家の再整備に伴い、豊かな自然環境を生かした体験活動や宿泊を通じた学びの場を提供し、多様な人々の交流の促進及び地域の活性化を図ることを目的として、丹波市立自然体験宿泊施設（以下「体験施設」という。）を設置するため、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 指定管理者による管理等（第3条、第4条関係）

次に掲げる業務を指定管理者に委任して行わせることとする。

ア 体験施設の利用の許可に関する業務

イ 体験施設の維持、管理及び運営に関する業務

ウ 体験施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

エ その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者の管理の期間（第5条関係）

指定管理者の指定期間は、10年以内とする。※再指定可

(3) 利用料金（第11条関係）

利用料金は、次の表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

区分及び単位		金額		備考
		市内	市外	
本館	宿泊室 1人1泊につき	7,700円	7,700円	浴室及びシャワー室の利用料金を含む。
	浴室 1人1回につき	330円	660円	
	シャワー室 1人1回につき	220円	440円	
	プレイホール 1時間当たり	1,600円	3,200円	冷暖房を使用する場合は、2,200円を加算する。
	プレイルーム1 1時間当たり	990円	1,980円	冷暖房の使用を含む。
	プレイルーム2 1時間当たり	1,980円	3,960円	
	プレイルーム3 1時間当たり	990円	1,980円	
センター ロッジ	宿泊室 1人1泊につき	7,700円	7,700円	浴室及びシャワー室の利用料金を含む。
	浴室 1人1回につき	330円	660円	

	シャワー室 1人1回につき	220円	440円		
ログキャ ビン	1人1泊につき	7,700円	7,700円	本館又はセンターロッ ジの浴室及びシャワー 室（以下「浴室等」とい う。）の利用料金を含む。	
キャンプ サイト	1張1泊につき	4,600円	4,600円	浴室等及び屋外炊事場 の利用料金を含む。	
グラウン ド	1面1時間につき	5,500円	11,000 円	夜間照明設備を使用す る場合は、3,300円を加 算する。	
体育館	1時間 につき	全面を使用す る場合	2,200円	4,400円	冷暖房を使用する場合 は、2,200円を加算する。
		半面以下を使 用する場合	1,100円		
屋外炊事 場	1人1回につき	330円	660円		

ア 集団宿泊活動で体験施設を利用する場合

1人1泊当たり 市内：1,100円、市外：3,300円

イ 繁忙期に本館の宿泊室等を利用する場合

利用料金の100分の50に相当する額以内の額を加算することができる。

ウ 営利を目的として入場料を徴する場合

利用料金の10倍の額とする。

### 3 施行日

令和9年4月1日

※準備行為に関する規定は、公布の日